

第6回函館市手話言語条例および障がい者コミュニケーション条例検討委員会

会議録

- 開催日時 令和7年（2025年）7月23日（水） 18時30分から20時00分まで
- 開催場所 函館市総合福祉センター 4階会議室
- 出席者 （委員）  
齋藤会長、佐藤副会長、百合委員、島委員、石井委員、三好委員、相馬委員、菅沼委員、納谷委員、佐直委員、船橋委員、森田委員、大山委員、鋪委員、小谷委員  
（手話通訳者）  
函館市保健福祉部障がい保健福祉課 野刈専任手話通訳者、石垣専任手話通訳者  
函館市保健福祉部亀田福祉課 池田専任手話通訳者  
（ろうあ相談員）  
函館市保健福祉部障がい保健福祉課 山本ろうあ相談員  
（要約筆記者）  
障がい者生活支援センターぱすてる 高瀬氏、笹谷氏、及川氏、下原氏、恩田氏  
（事務局）  
函館市保健福祉部障がい保健福祉課 岩島課長、小玉主査、吉田主査

- 内容
  - 1 開会
  - 2 函館市手話言語条例（仮称）案について
  - 3 函館市障がい者コミュニケーション条例（仮称）案について
  - 4 その他
  - 5 閉会

○発言要旨

発言者	発言内容
事務局（小玉主査）	ただいまから第6回函館市手話言語条例および障がい者コミュニケーション条例検討委員会を開催いたします。
	【手話通訳者、ろうあ相談員、要約筆記者の紹介】 【会議進行についての説明】 【委員の出欠報告、資料の確認】 【傍聴上の注意事項の説明】
2 函館市手話言語条例（仮称）案について	

<p>事務局(小玉主査)</p>	<p>それでは、ここからの会議の進行につきましては、齋藤会長を議長として進めてまいりたいと思いますが、本日の会議は8時半頃までを予定しておりますので、ご協力          よろしく願いいたします。</p> <p>それでは齋藤会長、よろしく願いいたします。</p>
<p>齋藤会長</p>	<p>暑い日が続いておりますけれども、早速ですが、次第2の手話言語条例(仮称)          案について、移ってまいりたいと思います。事務局から資料の説明をお願いする          前に、先ごろ国会で手話に関する条例が成立したと聞いております。</p> <p>その内容や、いま我々が検討している条例との関係について、どのように          考えれば良いのかというところを、一旦事務局に確認させていただきたい。          事務局から、ご発言をお願いします。</p>
<p>事務局(小玉主査)</p>	<p>はい。小玉です。先日閉会した通常国会において、手話に関する施策の推進に          関する法律、いわゆる手話施策推進法が成立し、6月25日に公布されました。この          法律の目的は、名称の通り、手話を重要な意思疎通の手段として位置付け、手話に関          する施策を総合的に推進するためのもので、国と地方公共団体は、様々な施策を推進          する責務を有すると定めています。</p> <p>施策の内容については、国と地方公共団体の両方の責務として以下のものを挙げ          ています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話を必要とするお子さんやその保護者の手話の習得の支援、</li> <li>・学校教育法第1条に定めた学校のうち大学・高等専門学校を除いた学校と          幼保連携型認定こども園における手話による教育など。</li> <li>・大学、高等や専修学校等における教育上の配慮のための取り組みの促進。</li> <li>・職場における環境の整備。</li> <li>・地域における生活環境の整備や災害発生時などの手話による情報の提供。</li> <li>・中途失聴者等の方の手話の習得の支援、</li> <li>・手話文化の保存・継承・発展。国民の理解と関心の推進、</li> <li>・手話通訳者などの人材の確保</li> </ul> <p>と様々な施策を挙げています。</p> <p>また、国のみの責務として、9月23日を手話の日とすることなども定めています。</p> <p>現在、皆様にご検討いただいている手話言語条例(仮称)案の内容と手話施策          推進法の内容について事務局で精査しましたところ、すでに北海道の条例で          定められているものや市が主体となっていないものは、市の条例に盛り込むことが          難しいと考えておりますが、それ以外の施策については、ほぼ現在の条例案に盛り込          まれております。</p> <p>この法律があれば、条例はいらないのでというご意見もあるかとは思いますが、          事務局といたしましては、これまで1年以上検討を続けてまいりました、「手話は言語          であるという認識の普及」という目的を掲げた条例によって、市民や事業者の方に          対して理解を深めていただきたいと考えますことから、引き続き、委員会において          検討をし、条例制定を自指したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>

<p>さいとうかいちやう 齋藤会長</p>	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。では、今の件について委員の皆様から、ご質問などありますでしょうか。 島委員。</p>
<p>しまいいいん 島委員</p>	<p>はい。皆さん、お疲れ様です。島です。今の法整備に関しては、私は大変望ましいことだと思っております。事務局がおっしゃったように、この条例は、細微に渡るものですので、むしろなければならぬ、引き続き推進していくべきと思っております。</p> <p>そこで、今日会議の前に、石井さんと話したことを、皆さんにお話させていただきたい。というのは、この条例がどういう性質で、どういう将来の方向に必要なのかということが、盛り込まれている内容だったので、ぜひ発表させてください。</p> <p>実は来月、社会福祉協議会の「福祉センターまつり」が、あいよるにて行われます。「福祉センターまつり」には、手話通訳が実質配置されていて、派遣されています。通訳が保障されている環境であるにもかかわらず、皆さんに周知しているチラシには、手話通訳がついているということを出していない状況のようです。</p> <p>当事者は、手話通訳がいるということ、チラシなど媒体を見て、参加を検討するけれども、そういうものが抜けてしまっているという現状があるというのは、少し問題があって、(情報保障を)いろいろな公的な行事などで保障されている環境をまず整備するという。大事なことですけれども、条例ができることによって、必要性とかチラシを制作する、広報する段階において、情報保障がありますということが、必要とする人たちがいるということ、やはり周知する上で、掲出できるような社会になっていく。そのためにもこの福祉の枠組みの中で、社会環境の整備に「手話通訳・文字通訳・情報保障があります」ということを掲出する必要があるだろうと思っております。</p> <p>ちなみにセンターまつりのチラシには、石井さんもしくは手話通訳の皆さんに(対して)質問しますけれども、文字通訳の方はついておりますでしょうか。</p> <p>おそろくないと思う。</p>
<p>いしいいいん 石井委員</p>	<p>(三好委員にも確認) ないです。</p>
<p>しまいいいん 島委員</p>	<p>はい。実際に通訳があるか否かは、確認をしなければなりませんけれども、手話通訳があるのが常識であれば、文字通訳もあってしかるべきと思う。</p> <p>そういう意識に及ぶための条例だろうと思うので、一つ参考に上げていただきました。この福祉センターで開催している検討委員会なので、ぜひ福祉センターの「センターまつり」には、やはり情報保障があつてしかるべきと、皆さんで確認し合うためにも必要だと思えます。</p> <p>もう一点だけ。次、肯定的な意見です。このほど国政選挙があつて、私も毎年投票させてもらっていますが、今回うちの会員たちから、投票所の対応がすごくグレードが上がって良くなったという話を、数名から聞いています。</p> <p>その理由がどこにあるのかは、置いておきますけれども、条例ができることで、コミュニケーションの情報保障の必要性というものが、官民間問わず市民の感覚で広がっていくことになれば、素晴らしいことだと思えます。</p> <p>さらには、今回、例えば点字に関して言うと、これまでは点字投票ができて、点字器があるにもかかわらず、その担当者がどこに何があるのか、どうやって対処しているのかわからないというのが多くのケースだったが、今回担当する人たちは、点字器</p>

	<p>はここにあって、こういうふうに使って、車椅子の人が来たら、この席でという ような配慮がしっかりと周知されているということが伝わってきました。</p> <p>そういうことを、やはりみんなで理解し合うためにも、こういう条例があってこ そ社会環境というのが作られていくと思うので、国の法律も必要ですけども、地元 の条例というものは、そういう性質のものだと思うので、そういうビジョンを自指 すためにも、是非条例にしていきたいと思ったところです。</p> <p>石井さん、情報提供先ありがとうございます。以上です。</p>
石井委員	ありがとうございます。
齋藤会長	<p>ありがとうございます。島委員から二つの事例を用いて、この条例制定の 意義を、解説していただいたと幸いですし、また、先ほど事務局の説明からも、 法律は法律としてあるけれども、この条例については、これまで検討を続けてき た経過も含めて、十分意義を認識して、引き続き粛々と制定に向けて進めていく とのことですので、本日もそのような共通認識のもとで、今日最終的なまとめの 段階ですので、引き続きご協力をよろしくお願いしたいと存じます。</p> <p>それでは、函館市手話言語条例仮称案について、事務局から資料の説明を願 いします。</p>
事務局(小玉主査)	【資料1に基づき説明】
齋藤会長	<p>はい。ただいま手話言語条例の案について、再修正案です。事務局から説明が ございました。委員の皆様方からご意見を頂戴したいと思えます。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p>はい。佐直委員。</p>
佐直委員	<p>修正案、読ませていただきました。お疲れさまでした。</p> <p>今説明いただいた中で、こういう形になったというのは理解できました。</p> <p>私が心配していた「手話を必要とする人」という捉え方、聞こえない人、ろう 者だけではなく、その方たちと関わる聞こえる人、全てという捉え方をしている ということが確認できて、これは嬉しいというか、その通りと思いました。</p> <p>それと、今後の施策の方針の策定だとか、具体的な施策の推進の方法、つまり、 具体的に何をしていくか、そういうときに、当事者なり関係団体なりが関われるの かどうか。そして、できればそれを条文の中に含めたいいただきたいという部分に ついては、どうでしょうか。</p>
齋藤会長	事務局からお願いします。
事務局(岩島課長)	<p>岩島です。</p> <p>たしか前回、条例に特化した検証の場を置いて欲しいというご意見があったと 思います。こちらについて検討しましたが、条例に特化して検証の場を置くとい うことは難しいということで判断させていただきました。</p> <p>ただ、これまでも、施策に反映させるためには、機会をとらえて関係者の方々に 聞いてまいりましたので、これまでのやり方も維持しつつ、ご懸念の検証する 部分については、例えば、令和9年度から障がい者の計画が新たにできますので、 そういった部分を計画の中に盛り込んで評価ということをしていきたいと考えて</p>

	<p>おります。</p> <p>ですから施策を、今後積極的に進めるに当たっては、市だけで考えるのではなく、やはり、障がい者団体や関係機関の方に意見を伺いながら、進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
齋藤会長	いかがでしょうか。
佐直委員	佐直です。それでは、条文の中には明記はしないけれども、（関係団体の）意思というのは、繋げていけるということですね。わかりました。
齋藤会長	<p>その他いかがでしょうか。</p> <p>事務局からの名称についても、これでよろしいかという確認がございましたけれども、そちらについても、あわせて、もしご意見があればお願いしたい。島委員。</p>
島委員	<p>島です。名称は、私はこれで良いと思っています。</p> <p>その少し前の話について、一言。進捗の評価というのはすごく大事。作って終わりではなく、それがどう使われて、どう細部にわたって、市の行事等に反映されて、我々の生活に反映されるかというのはすごく大事。</p> <p>課長の答弁では、特段特別なものは、新たにはつくる考えはないが、既存で今あるのは、計画策定の委員会があって、そこで審査する、評価するという立場であるということは、私も理解しています。</p> <p>ただそこで考えたときに、この条例が新しくできて、私も（計画の）委員の一人なので、（委員会の）構成メンバーはよくわかっている上でお話しますが、この条例ができるからこそ、関わってくれた当事者もしくは手話の通訳の当事者の皆さんにも、委員のメンバーに加わっていただく方が、より良い正しく評価する委員会になっていくのではないかと、振り返りながら思っておりました。ですので、ぜひ今後の計画策定の委員会を進める上で、この条例策定の委員会の成り立ちみたいなものも反映させて、メンバー構成を考えていただきたいと、提案させていただきます。答弁は求めておりません。以上です。</p>
齋藤会長	<p>ありがとうございました。条例の趣旨とか、思いのようなものを十分理解している人が、メンバーの中に入ると良いというご提案と思っておりますので、ここはメンバー選定の際の参考にしていただければと存じます。</p> <p>その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
	（委員から特になし）
齋藤会長	<p>それでは皆様の方から、これまでご意見あるいはご質問・ご懸念の点など、出尽くした感がございますので、これでひとまず手話言語条例の案については、委員の皆様のご了解というか、今日は、ほぼ最終回でございますので、これを進めて宜しいか確認をさせていただきたい。</p> <p>皆様、どうでしょうか、よろしいでしょうか。</p>
	（委員から了解の意思表示）

齋藤会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは手話言語条例（仮称）について委員会としての案がまとまりましたので、ご協力いただきましてありがとうございます。</p> <p>障がい者コミュニケーション条例（仮称）案の検討に入る前に、10分ほど休憩をとらせていただきたいと思います。</p> <p>再開は7時15分といたします。</p>
3 函館市障がい者コミュニケーション条例（仮称）案について	
齋藤会長	それでは委員会を再開いたします。
石井委員	<p>すみません。石井です。このタイミングで突然申し訳ありません。</p> <p>函館市の手話言語条例の名称についてですが、各地の条例を見ると、何かしら、名称がついているものがあります。その後、函館市とか条例とかつくのですが、もしこれから考えるとしたら、いつまでにご提案すれば間に合うのか、改めて教えていただきたいのですが。</p>
齋藤会長	<p>今日の委員会は、これで良いと、先ほど私から皆様に確認をさせていただいております。私の立場で言うと、（会長から）「これでいいですね」（と確認を投げかけ）、委員の方が「いいです。」（と了承し）、事務局はそれを受けて（取りまとめる）という運びと想像しています。</p> <p>本日この場でお話いただくのが一番スムーズとおもっておりますが、事務局から、何かこういう形だったら可能だとか、あるいは今日決めて欲しいとかありますか。</p>
事務局（小玉王直）	<p>小玉です。会長からおっしゃった通り、（手話言語条例は）皆様の同意を得て、仮称が取れたという状態ですので、この場で（石井委員から）案を出していただいて、そして委員の皆様にご判断していただくというやり方が、一番良いと考えております。以上です。</p>
齋藤会長	<p>石井委員いかがでしょうか。</p> <p>佐直委員。</p>
佐直委員	<p>はい。佐直です。</p> <p>この名称に関して案が出せると考えておらず、大変申し訳ないです。</p> <p>それで改めて問われたときに、何か考えられたらと思い、タイミングがずれて、この提案になったのです。お時間いただけませんでしょうか。</p>
齋藤会長	<p>では、条例の文案については、皆さんの了解が取れたと。先ほどの了解については、条例の「条文の案」については、了解がとれたという認識で、条例のタイトルについては、了解がとれてないということで確認させていただいてよろしいですか。</p>
	(委員から了解の反応)

石井委員	<p>石井です。少し堅苦しい名前よりも、これまで他の地域にもあったようなタイトルが付けられたらと思っています。今の時点では考えていませんでしたので、タイトルについては、もう少しお時間いただければ。</p> <p>タイミングは遅かったのですが、お聞きした次第です。</p>
齋藤会長	<p>はい。それでは事務局、何か可能性についてお話ください。出来ること・出来ないことあると思いますが。</p>
事務局(小玉主査)	<p>小玉です。それでは、今日の会議が終わってから、1週間ちょっとお時間をいただき、そこで意見がある方、条例名についてご意見を募集する期間を設けたいと思います。</p> <p>そこで出てきた条例の名称案について、委員の皆様、このタイトルだけのために集まっていたのは、大変ですので、例えば、こういう案が来ましたというのを書面やメールで、皆様にお伝えして、一番良いと思う案を選んでいただくという形では、いかがかと考えておりました。</p>
齋藤会長	<p>はい。石井委員。</p>
石井委員	<p>お時間をいただけるのは、大変ありがたいです。</p> <p>どうぞよろしくお願いたします。</p>
齋藤会長	<p>はい、島委員</p>
島委員	<p>はい。今、事務局の書面やメールで案を受け付けますという話で、仮に複数案が出た場合、もっと煩雑になると思い、方法を提案します。</p> <p>案として、私は、石井さんは(聴覚障がい者)協会会長でもあるので、石井さんに案をつくる場所は、一任させていただくのも良いのではと思いました。</p> <p>そこで、石井さんが代表として題名の案を一つに集約してもらったものを、事務局に出していただいて、それを持ち回り、皆さんにご提示していただいて、了解を得る、ということで決定するという方法がスムーズだろうと思いました。</p> <p>たくさん案が出てきて、そこで私達も、この場で集まって採決というのであればわかりますが、書面の中で複数の案について検討は難しいので、この件については手話の条例でもあることから、石井さんもしくは通訳の代表の方と二人で案を作っていただいてから、書面での採決という形をとる方法ではいかがでしょうか。</p>
齋藤会長	<p>委員の皆様方から、ご意見を頂戴できればと存じます。いかがでしょう。</p>
船橋委員	<p>はい。</p> <p>委員の船橋です。今、島委員からの意見に、私は賛同したいと思います。タイトルをろうあ協会の石井会長や他のろうの方の意見を集約してタイトルを決めるというのは本当によいと思います。私達、手話サークル員も聞こえない方と、社会参加をして活動しているということもありますので、石井会長をはじめ、ろうあ協会の方に、決めていただくのが、良いと思います。</p>
齋藤会長	<p>船橋委員からは、島委員のご提案で良いのではというご意見がございました。他の委員の皆さんいかがでしょうか。</p>

	<p>事務局としてはそういう進め方では問題ありませんか。</p> <p>はい。相馬委員。</p>
相馬委員	<p>一言で済みますが、島さんの意見を、了承した方が良いのではないのでしょうか。私はそう思いますけど。</p>
齋藤会長	<p>よろしいですか、そのような形で進めさせていただきます。</p>
石井委員	<p>石井です。皆さん、ありがとうございます。</p> <p>途中でこんな提案してすみませんでした。</p>
齋藤会長	<p>(石井委員から)一週間後ぐらいを目途に事務局にご提案をいただいたものが委員会としての案ということで事務局に預けると。</p> <p>事務局の方からこれでよろしいですかと、各委員の皆さんに、確認のメールが回り、委員の皆さんのご理解が取れば、それがタイトルになるという運びでございます。</p>
石井委員	<p>石井です。わかりました。よろしく願います。</p>
齋藤会長	<p>それでは委員会として、そのような運びで進めるということで確認しましたので、石井委員含めて、どうぞよろしく願います。</p> <p>それでは、後半の次第3、函館市障がい者コミュニケーション条例(仮称)案について事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局(小玉主査)	<p>【資料2に基づき説明】</p>
齋藤会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、こちらについても委員の皆様方からご意見を賜りたいと存じます。ご意見よろしく願います。</p> <p>ひとまず、条文案の内容について、これでどうですかと(確認し)、その後、タイトルもいいたいですか、やっぱり考えますかという感じで(進めます)。</p> <p>まずは、条例の条文の内容についてご確認をいただければと。</p> <p>はい。石井委員。</p>
石井委員	<p>石井です。</p> <p>少し確認したいのですが、滞在者等への対応、第8条について。</p> <p>函館市に訪れた人に対する配慮の内容について、確認をしたいです。</p> <p>具体的には、例えば、観光で訪れた人に対して通訳が欲しいとき、どこに頼んだらいいのかへの配慮とか、函館市にきた時に、葬儀ですとか、事故が起きたときに、突然対応が必要なときに手話通訳をどうしたら配慮してもらえるかみたいなことかと思うのですが。</p> <p>できれば、お聞きしたいです。</p>
齋藤会長	<p>はい。第8条の想定している内容についてのご質問とおもいます。</p> <p>事務局からお願いできますでしょうか。</p>
事務局(小玉主査)	<p>はい、小玉です。</p> <p>石井委員のご質問の滞在者等への対応の具体的な内容ですけれども、色んなコミュ</p>

	<p>ニケーション手段がありまして、それから色々な理由で色々な目的で函館にいらっ      しゃった方に対する配慮ということで、例えばですけれども、事業者の方、      例えば宿泊されるその宿泊先の案内ですとか、あとは観光、観光地にパンフレッ      トですとか、配慮が必要な人を派遣するですとか、具体的なことは、まだ考えてお      りませんけれども、他都市でも同じように条例を置いているところには、色々な      施策を置いているところもありますので、参考にしながら、それから各関係団体の      意見もお伺いしながら、内容を詰めていければと考えております。      以上です。</p>
齋藤会長	石井委員、いかがでしょうか。
石井委員	<p>石井です。説明ありがとうございます。      今回が最後という話でしたので、つい私も不安で知りたいことをお聞きしてし      まいました。説明ありがとうございます。今後の計画を進める中で、一緒に考えて      いければと思います。よろしくお願ひします。</p>
齋藤会長	<p>では条文の案については、大体皆さん、(意見が)出尽くした、修正      し尽くしたようですので。ひとまず先ほどにならって、タイトルを除く文案は、      了解ということで、よろしいでしょうか。</p>
	(委員から了解の反応)
齋藤会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、文案については、了承と。      タイトルですけれども、事務局としては、これまで議論してきた通り。函館市      障がい者コミュニケーション条例というご提案でしたが、皆様いかがでしょ      うか。      はい。森田委員。</p>
森田委員	<p>このような条例では、文体の形態とか、文、いわゆるどういいう文体、文章の      流れ、言葉遣い、こういうことから考えると、名称は今の仮称がぴったりではな      いかと私は思います。      これに何かついたり、あるいは外したりする必要は全くないので、仮称を外した      ものがないと、私は思っております。      いかがでしょうか。</p>
齋藤会長	<p>はい。ありがとうございました。      仮称を除いて、このままでいいのではないかというご意見でございます。      その他いかがでしょうか。「そうだ」というご意見でもいいですし、「いやい      や、そうではない」というご意見でも、結構でございます。</p>
	(委員から特に意見なし)
齋藤会長	<p>ご意見がないようであれば、先ほど森田委員からのご発言のように、この条例      案については、タイトルを事務局提案の通り、函館市障がい者コミュニケーショ      ン条例案ということで、まとめさせていただきたいと思ひますが。      よろしいでしょうか。</p>

	(委員から了解の反応)
齋藤会長	<p>はい。こちらについては、条文案も、タイトルについても、事務局提案のとおりということで委員会として了解したということで、確認させていただきたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>障がい者コミュニケーション条例につきましても、委員会としてのこれを取りまとめさせていただきました、前半の、まだタイトル未定ですけれども、手話言語条例の案とあわせて、提言書の方に取りまとめたいと考えております。タイトルができるのが楽しみでございます。</p> <p>それでは事務局にお伺いしますけれども、提案書の構成について、どのようなものになりますでしょうか。</p>
事務局(小玉主査)	<p>はい、小玉です。手話言語条例のタイトルが決まった後の話になりますが、提言書については、今回まとめさせていただいた、二つの条例案と、それからこれまでの検討委員会の開催状況、これをあわせて掲載したものを、作るということとを想定しております。</p> <p>具体的な内容につきましては、これからの作業になりますが、事務局と会長一任で進めさせていただいて、完成後、皆様にお配りしたいと考えております。以上です。</p>
4 その他	
齋藤会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第4その他ですが、委員の皆様方から何かありますでしょうか。佐藤副会長。</p>
佐藤副会長	<p>はい。佐藤です。皆さんお疲れさまでした。</p> <p>委員会の立ち上げのときに、ようやく委員会ができるのか、という思いをしていました。手話言語条例を制定することができないかという話があったのは、もうだいぶ前の話でした。それがなかなか出来なくて、ようやく今回(委員会が)来て、本当に私も二本の条例ができるのを、楽しみにしておりました。特に全国的に見ると手話に関する条例は、ほとんどの自治体がつけているけれども、コミュニケーション条例については、つけない自治体がいくつかあって、そういった観点からいくと、函館は頑張った甲斐があったのでは、と思っておりました。特に条例をつくるにあたって、これだけの多くの関係者が集まって、いろいろな意見を出し合うということも、そんなにはないのではと思っておりますが、そういった意味では、事務局の大変さというのがよくわかつて、大変お疲れ様でした。</p> <p>実は今週土曜日に北海道難病連の全道集会在札幌で行われます。いろいろな病気の人たちが集まっているところですが、手話とか、コミュニケーションに関する様々な支援をほとんど要しない人たちが多くて、この難病連の集まりについては手話というは、ありませんでした。それが、昨年あたりから(難病連の)小さな集まりでも、手話がついたり。特に今回、全道集会在手話をつけるこ</p>

	<p>とは、前々から聞いておりましたが、私の方から手話があるのなら要約筆記はどのようなか？と言っていたら、昨日要約筆記もつけますと連絡が来ました。</p> <p>基本的なところは、先ほどの島委員から「センターまつり」のことでお話がありました。手話が必要な人がいるから手話通訳をつけるという考え方ではなく、手話通訳者が来るという話の中で、(手話を)必要な人が行ってみようかという気持ちになるということが私は大事と思っています。そういった意味では、国の施策についても、明文化して(法が)できたという話が冒頭出ました。あわせて、各地で色々な条例も出来てくるだろうと思っておりますが、函館(の条例案は)、私はいいものができた、と思っております。</p> <p>改めて、委員の皆さん、大変お疲れ様でした。本当にありがとうございました。</p>
齋藤会長	<p>ありがとうございました。それでは、その他事務局から連絡事項があれば、お願いいたします。</p>
事務局(岩島課長)	<p>(課長挨拶)</p>
齋藤会長	<p>その他事務局から何か連絡ありましたか。</p>
事務局(小玉主査)	<p>(傍聴者へ連絡事項)</p>
5 閉会	
齋藤会長	<p>昨年の5月からご検討いただきました条例案について、委員の皆様方のご協力をいただきまして、(手話言語条例の)タイトルが残ってますけれども、ほぼまとめることができました。</p> <p>皆様で集まってご検討いただくのは、ほぼひと区切りということでございます。委員の皆様方に進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。</p> <p>また、手話通訳や要約筆記の方のおかげをもちまして、委員の皆様とスムーズな、そしてまた活発な議論ができたと思っております。重ねてお礼申し上げます。</p> <p>私といたしましては、この委員会の中で活発に行われた議論が、非常に事務局が一生懸命聞き入れていただいて、丁寧に、丁寧に文案の中に落とし込んでいただいたと思っております。本当にお疲れ様でした。僕自身も毎回、そんなにこの分野が詳しいわけではないのですが、毎回勉強させていただき思いでこの場で進行させていただきました。本当にいい機会をいただきました。ありがとうございました。</p> <p>それではこれをもちまして、函館市手話言語条例および障がい者コミュニケーション条例検討委員会を閉会いたします。</p> <p>皆様、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。</p>